

## 糸魚川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく糸魚川市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定について協議するため、糸魚川市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定その他計画に関する事項について協議し、市長に必要な意見具申、提言等を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉関係者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、当該計画策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 最初に召集される委員会は、第1項の規定にかかわらず市長が召集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。